

第8回 広告規制に関する検討委員会 会議録

実施日：2019年11月17日(日) 13:30～15:30

実施場所：柔道整復師センター4F オープンエリア

出席者：8名【本多最高顧問、荻原副会長、清水常任理事、中村会員、川島会員、
沖田参事、澤田部長、森】

欠席者：2名【一村理事、木下会員】

報告事項1 『調査委員からの看板・広告の情報提供報告』

- ・提供のあった整骨院の外観写真内に掲示されている小さい広告のアップ写真の撮影が可能か、提供会員へ確認する。

報告事項2 『第8回あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の 広告に関する検討会』報告』

- ・今年度中に完成予定の「広告ガイドライン」内に定める事項の方向性の提示、協議が実施された。
- ・広告の定義として、「誘引性」「特定性」「認知性」全ての要件を満たす場合は、広告規制の対象と扱われる。

協議事項1 『広告ガイドライン「柔道整復診療等の広告に関するガイドライン試案」 最終確認』

●ガイドライン試案の修正について

- ・ガイドライン試案を公表するにあたり、内容は利用者の視点に合わせたものに修正。委員からの意見、指摘事項も内容に反映させる。

●ガイドライン試案に対して、委員からの質問事項

- ・試案の内容をもう少し簡易的にまとめた方がよいのではないかと？
⇒簡易的にまとめた資料としてアンケートを作成予定。そちらには要点を押えた内容の記載となっている。・・・完成後に各委員へ提出、本文を確認する。
- ・2. 指針事例 3)の診療内容や名称の変更が発生したら、保健所等への届け出は都度行うべきか？⇒行うべき。
- ・2. 指針事例 12)は柔整診療と関係のあるものは自己申告するべきか？
⇒柔整で行ってよいと定められていないものは自己申告すべきではない。
- ・鍼灸接(整)骨院の名称を使用禁止にする事は各方面から不満が出るのでは？
⇒利用者に分かり易い点を考慮すると使用禁止となる事は仕方が無い。

- ・ 試案の中に看板のサイズや形状等に関する項目を含めてもよいのでは？
⇒ 看板等のサイズに関しては、地域性によって環境が異なる為、項目に含めない事とした。

● ガイドライン試案の公開日

- ・ JB のホームページへ試案を 12/3(火)に公表し、各方面からのパブリックコメントを募る。コメントの受付締切は 2/28(金)までとする。

● ガイドライン試案の配布先は以下の団体とする。配布先リストを作成後、リストを各委員へ提出する。

柔整団体、鍼灸団体、消費者団体、保険者、厚労省(医政局医事課、広告検討会、検討会構成員各位)

協議事項 2 『広告等業務適正推進実行委員会』について

- 委員会設置の実行について、10月27日開催の第3回常任理事会・第3回理事会合同会議にて可決承認済。設置に向けて始動する。組織体の試案を作成後に再度協議を行う。

【今後の予定】

- 第9回委員会開催日→2019年12月15日(日)12:30~13:30 会場は柔道整復師センター4F 執務室。報告事項のみで協議なし。
- ガイドライン公表までの予定
 - (1) 2019年12月3日 「柔道整復診療等の広告に関するガイドライン試案」を JB ホームページ内で公表
 - (2) 2020年2月28日迄 「柔道整復診療等の広告に関するガイドライン試案」の パブリックコメント収集期間
 - (3) 2020年3月 第10回広告規制に関する検討委員会を開催。内容は 収集したパブリックコメントのまとめに関する協議。 まとめ案を再度 JB ホームページへ公表。再度、4月末 までパブリックコメント収集期間とする。
 - (4) 2020年5月 広告規制に関する検討委員会に更に外部の柔道整復師を委員 に加えた拡大委員会を実施。4月末までに収集したパブリック コメントのまとめ、正式なガイドライン公表に向けた協議を 実施。
 - (5) 2020年5月末 「柔道整復診療等の広告に関するガイドライン」を公表・実施。

以上